

INSURANCE NEWSLETTER

2021年12月号 (Vol.7)

- I. 保険に関するニュース：2021年6月～
- II. 2021年保険業法改正と
それに伴う施行規則、監督指針の改正

森・濱田松本法律事務所
弁護士 吉田 和央
TEL. 03 6266 8735
kazuoyoshida@mhm-global.com
弁護士 福島 邦真
TEL. 03 5293 4930
kunimasa.fukushima@mhm-global.com

INSURANCE NEWSLETTER では、保険に関するニュースとともに、近時のトピックをご紹介します。今回のトピックとしては、2021年保険業法改正とそれに伴う施行規則、監督指針の改正を取り上げます。

I. 保険に関するニュース：2021年6月～

1. 保険業法施行規則・監督指針等の改正関連

① 標準責任準備金制度に係る告示等の改正（6月30日付）

2022年4月1日以降に契約を締結するアメリカ合衆国通貨建保険契約及びオーストラリア通貨建保険契約について、標準責任準備金の対象とするとともに、当該契約にかかる責任準備金の計算の基礎となるべき標準利率の算定方法等について定める改正がされています（令和3年6月30日号外金融庁告示 39号）¹。

② 「その他付随業務」に関する監督指針の改正（8月17日付）

保険会社向けの総合的な監督指針（以下、特段の断りがない限り、「監督指針」といいます。）の改正により、保険会社が取引先企業に対して行うオペレーティングリースの媒介業務が「その他の業務」（保険業法98条1項柱書、以下「その他付随業務」といいます。）に該当することが明確化されました²。なお、不動産を対象とするオペレーティングリースの媒介業務は除かれています。

③ タイムラグマージンに関する監督指針の改正（8月27日付）

いわゆるタイムラグマージン（MVA商品において、解約時に生じる金利変動リスクに備え、解約しようとする契約者から徴収する手数料）を定める場合について、保険商品審査上の留意点を明示するなどの改正がなされました³。

¹ 令和3年6月30日金融庁「標準責任準備金制度にかかる告示の一部改正（案）」等に関するパブリックコメントの結果等の公表について

(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20210630/20210630.html>)

² 令和3年8月17日金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に関するパブリックコメントの結果等の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20210817/20210817.html>)

³ 令和3年8月27日金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリ

INSURANCE NEWSLETTER

具体的にはタイムラグマージンを定める場合、契約締結前交付書面の主な項目にタイムラグマージンが及ぼす影響（解約時の保険料積立金に対して控除される割合）を追加するとともに、解約に伴い発生する費用との整合性やリスク管理の高度化等に照らして、合理的かつ妥当な水準に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないかを確認することとされました。

パブリックコメントにおける「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」では、タイムラグマージンの水準適正化の対象となるものには、既に締結した契約は含まないが、既認可商品で今後販売する商品は含むとの考え方が示されています（4、6番参照）。また、募集資料の改定と既認可商品のタイムラグマージンの水準適正化の時期に関し、速やかに対応することが望ましいが、外貨建保険の標準責任準備金制度導入とあわせて、2022年4月から対応することでも問題ないとされています（1、5番参照）。

④ 顧客に対して公的保険制度の適切な情報提供を行うこと等を監督上の着眼点として明確化する旨の監督指針の改正案の公表（10月15日付）

公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人等が公的保険制度について適切に理解をし、その上で、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化する監督指針の改正案が公表されています⁴。

2. 「顧客本位の業務運営」に係る報告

金融庁は、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者のリストを公表するにあたり、リストへの掲載を希望する金融事業者に対して、取組方針の報告を求めてきました。

金融庁によれば、報告の内容等の確認をしたところ、「顧客本位の業務運営に関する原則」の2～7と金融事業者の取組方針との対応関係を自社の公表資料、または、当該報告において明確に示されておらず、リストに掲載できないものが多数見受けられたとの指摘がありました⁵。また、リストに掲載することとした取組方針の中にも、「顧客本位の業務運営に関する原則」とほぼ同じ文言を踏襲しているなど、市場WG報告書の提言を十分に踏まえていないものが見受けられ、こうした金融事業者においては、当該提言を踏まえた一層の対応が望まれるとされています⁶。

ックコメントの結果等について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20210827.html>）

⁴ 令和3年10月15日金融庁「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20211015/20211015.html>）

⁵ 令和3年8月18日金融庁「金融事業者における「顧客本位の業務運営」に係る報告等について」（https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuhoni/202107/fd_2021.html）

⁶ 令和3年9月3日（令和3年9月15日更新）金融庁「「顧客本位の業務運営に関する原則」等に基づ

INSURANCE NEWSLETTER

一方、好事例として、取組方針等の見直し時期や頻度について具体的頻度を示しているもの、「顧客にふさわしいサービスの提供（原則6）」におけるアフターフォローなどのサービスに関してどのような場合に実施するか・目的・内容等を具体的・定量的に示しているもの、「動機づけの枠組み等（原則7）」について具体的な評価項目を示しているものが挙げられています⁷。

今後の「顧客本位の業務運営」の取組みにおいては、金融庁の上記各指摘・示唆も踏まえた上で、原則の趣旨に沿った対応を行う必要があります。

3. 2021年保険モニタリングレポートの公表

例年、各金融分野を横断する金融行政方針が公表されていましたが、今年は、保険分野に特化した「保険モニタリングレポート」が公表されました⁸。保険モニタリングレポートには、保険会社・少額短期保険業者を取り巻く諸課題のうち、現状、特に金融庁として課題と認識している主な事項について、昨事務年度のモニタリングによって把握した実態や課題などに加え、それを踏まえた本事務年度のモニタリングの方針が示されています。具体的な諸課題としては、①持続可能なビジネスモデルの構築、②グループガバナンスの高度化、③自然災害の多発・激甚化への対応、④財務の健全性の確保、⑤顧客本位の業務運営、⑥少額短期保険業者の態勢整備が掲げられています。

II. 2021年保険業法改正とそれに伴う施行規則、監督指針の改正

2021年5月19日に「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました⁹。同法は一部を除き、2021年11月22日に施行されています。保険業法施行規則及び監督指針も改正され、同日、施行・適用されました。11月10日に施行規則に関する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」¹⁰（以下「規則パブコメ回答」といいます。）、監督指針に関する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」¹¹（以下「監督指針パブコメ回答」といいます。）が公表されています。以下では、これらの回答も踏まえつつ、改正内容を解説します。

く取組方針を公表した金融事業者リスト（令和3年6月末時点）の公表について」
(https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuhoni/202109/fd_2021.html)

⁷ 令和3年11月10日金融庁「「顧客本位の業務運営に関する原則」等に基づく取組方針を公表した金融事業者リスト（令和3年9月末時点）及び投資信託の共通KPIに関する分析（令和3年3月末基準）の公表について」(https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuhoni/202111/fd_2021.html)

⁸ 令和3年9月10日金融庁「「2021年保険モニタリングレポート」の公表について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20210910/20210910.html>)

⁹ <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

¹⁰ 令和3年11月10日金融庁「令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211110/20211110.html>)

¹¹ 令和3年11月10日金融庁「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211110-2.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

1. 保険会社本体の業務範囲の拡大（付随業務への「経営資源を活用したデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務」の追加）

改正保険業法では、例示付随業務に、「当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」（以下「地域活性化等業務」といいます。）が追加されました（改正保険業法 98 条 1 項 15 号）。

ただし、改正施行規則 52 条の 3 の 3 柱書では、「当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該保険会社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されています。この要件につき、改正監督指針Ⅲ-2-13-1(1)において、過度に厳格な扱いをすべきでない点に留意する必要があるとされています。具体的には、「新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、保険会社の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。」とされています。

地域活性化等業務として「内閣府令で定めるもの」は、具体的には、以下の業務となっています（改正施行規則 52 条の 3 の 3）。

- ① 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

保険会社は改正前から「その他付随業務」としてコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務を行うことができましたが、「取引先企業に対して」という限定が付されていました。今回の改正により、保険会社は「他の事業者等」に対して経営相談等業務を行うことができるとされ、「他の事業者等」は取引先企業に限定されないことから（銀行法に関し規則パブコメ回答 11 番、12 番参照）対象が拡大されたといえます¹²。これらが例示付随業務とされたことに伴い、改正監督指針Ⅲ-2-13-2 ではコンサルティング業務及びビジネスマッチング業務が「その他付随業務」の例示から削除されています（銀

¹² 「他の事業者等」の意義は、3号や4号についても同様です。また、「他の事業者等」には、地方公共団体やその外郭団体（銀行法に関し規則パブコメ回答 25 番参照）、権利能力なき社団、投資事業有限責任組合や民法上の組合（信用金庫法に関し規則パブコメ回答 138 番参照）も含まれます。

INSURANCE NEWSLETTER

行法に関し監督指針パブコメ回答 8 番参照)。また、①に含まれる業務は、改正前まで認められていた取引先企業に対するコンサルティング業務やビジネスマッチング業務にとどまらず、DX 支援に資する情報提供（銀行法に関し規則パブコメ回答 21 番、28 番、29 番参照）なども含まれることとなりました。なお、本号にいう「紹介」はビジネスマッチング業務を意味しており、契約締結の媒介業務については監督指針記載の 4 要素に基づいて「その他付随業務」に該当するか判断されます（銀行法に関し規則パブコメ回答 27 番参照）。

- ② 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該保険会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該保険会社の行う業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

本号は登録型の労働者派遣事業を想定したものであって、いわゆる常用型の労働者派遣事業は付随業務として行うことができない点には注意が必要です（銀行法に関し規則パブコメ回答 37 番参照）。

- ③ 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該保険会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該保険会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

保険会社がシステム関連業務を行うことについては、従来は厳格に解されてきましたが、今回の改正により認められるようになりました。システムやプログラムの種類に制限はなく、保険業に関係のないものでも認められると考えられます（銀行法に関し規則パブコメ回答 47 番参照）。なお、プログラムの販売契約の媒介業務のみを行う場合は、本号に掲げる業務ではなく、「その他付随業務」として解することができるかを、監督指針記載の 4 要素に照らして検討する必要があります（銀行法に関し規則パブコメ回答 50 番参照）。また、単にシステム又はプログラムの設計、開発、保守等を行う事業者等やプロジェクトに出資を行っているだけでは、本号に掲げる業務に当たりません（銀行法に関し規則パブコメ回答 54 番、56 番参照）。

- ④ 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

従来、保険会社による他の事業者の広告は、保険事業に係る広告や帳票の余白部分を使用させるなどの限定的な場合に限り、「その他付随業務」として許容されると解されてきました（銀行法に関し平成 15 年 7 月 1 日付ノータクシオンレター等参照）。今回の改正により、保険会社が広告宣伝業を行うこ

INSURANCE NEWSLETTER

とが正面から認められるようになりました（銀行法に関し規則パブコメ回答 71 番参照）。

- ⑤ 当該保険会社の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

いわゆる「見守りサービス」を想定したものです。保険会社が利用者を巡回訪問することが前提ですが、巡回訪問に加えて電話や web 会議を介して利用者の状況を確認する行為も含まれます（規則パブコメ回答 160 番）。本号にいう利用者とは、保険契約者等に限らず、保険会社の潜在的な利用者も含まれ得るとされ（規則パブコメ回答 161 番）、顧客に限られるものではないと解されます（銀行法に関し規則パブコメ回答 86 番参照）。

2. 保険会社の子会社等の業務範囲の拡大等

- (1) 保険業高度化等会社（子会社）の業務への「地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務」の追加

保険業高度化等会社は、情報通信技術等を活用した保険業の高度化や利用者利便の向上に資する業務を営むことが認められており、従来は他業と整理されてきた業務をも営むことが前提とされています。2017 年の制度施行以来、銀行グループを中心に高度化等会社の活用が進んでいますが、認可を受けた会社は、FinTech 業務や地域商社業務を営むものがほとんどとなっています。

これについて、保険業高度化等会社がデジタル化に加え、地方創生など持続可能な社会の構築に貢献することを幅広く可能とすべく、従来の「保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務」に加えて、「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務」が保険業高度化等会社の業務内容として追加されました（改正保険業法 106 条 1 項 16 号）。

- (2) 「一定の保険業高度化等会社」（子会社）の通常認可による保有と「他業保険業高度化等会社」の保有に係る認可審査の留意点の新設

保険業高度化等会社の中でも、保険会社が営むことへの期待が高いと考えられる業務や保険会社が営むことが合理的で、かつ、他業リスクや優越的地位の濫用、利益相反取引の著しいおそれがあるとは認められない業務を営む会社が「一定の保険業高度化等会社」とされました（改正施行規則 57 条の 3）。「一定の保険業高度化等会社」を子会社化する場合、今まで保険業高度化等会社を子会社とする際に求められていた厳格な認可基準が緩和され、他の子会社対象会社を子会社とする際の認可基準と同様の基準に引き下げられました（改正施行規則 58 条 1 項柱書）。

「一定の保険業高度化等会社」は、障害者雇用促進法の認定に係る子会社などに加えて、以下の業務を専ら営む会社（外国の会社を除く）とされています。

- ① 専ら情報通信技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当

INSURANCE NEWSLETTER

該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務¹³

- ② 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であって、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの
- ③ 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該保険会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該保険会社の行う業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）
- ④ 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該保険会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該保険会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務
- ⑤ 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- ⑥ 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- ⑦ 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
- ⑧ 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であって、子会社対象会社が営むことができるもの
- ⑨ 前各号に掲げる業務に附帯する業務

「一定の保険業高度化等会社」という類型の新設に伴い、保険業高度化等会社のうち「一定の保険業高度化等会社」及び外国の会社以外の会社は「他業保険業高度化等会社」と定義されました（改正施行規則 46 条 1 項 13 号ハ）。「他業保険業高度化等会社」の子会社化の認可基準は今回の改正で変更はありませんが、監督指針において、他業保険業高度化等会社の子会社化の認可審査に関する着眼点が追加されました。これによれば、他業保険業高度化等会社が保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務や見込まれる業務以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではないとされています。また、他業保険業高度化等会社の業務を営むにあたり子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、認可のもと、これを営むことは許容されます（改正監督指針 III-2-2-5）。但し、他業禁止の趣旨に抵触しないか、業務範囲規制の趣旨の潜脱にな

¹³ FinTech (InsurTech) に関する業務について条文化したものです（銀行法に関し規則パブコメ回答 110 番参照）。

INSURANCE NEWSLETTER

らないかという観点から審査が行われる点には留意が必要です。

(3) 出資規制の緩和

事業の集約や再構築により地域経済を再生させる「面的再生」に取り組む会社（地域活性化事業会社）の保有が今回新たに認められました（改正保険業法 106 条 1 項 15 号、改正施行規則 56 条 8 項）。具体的には、非上場会社である以下の会社の保有が認められるようになりました。

- ① 事業再生計画の作成に地域経済活性化支援機構が関与している会社
- ② 保険会社又はその子会社が組員となり、地域経済活性化支援機構法により設立された株式会社が無限責任組員となっている投資事業有限責任組合から出資を受けている会社
- ③ 保険会社又はその子会社が地域経済活性化支援機構により設立された株式会社に投資し、当該株式会社が無限責任組員となっている投資事業有限責任組合から出資を受けている会社
- ④ 地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、官公署や商工会議所等、弁護士やコンサルタント会社等が関与して策定した事業計画を実施している会社

ベンチャービジネス会社へ既に認められていた出資が緩和され、常勤研究者の人数等の画一的な数値基準が撤廃されました（改正前施行規則 56 条 5 項 1 号から 3 号の削除）。なお、非上場会社であることや設立日又は新事業活動開始日から 10 年を経過していないことは、引き続き要件となっています。

事業再生会社に対して既に認められていた出資の対象が拡大され、官公署や商工会議所等、弁護士やコンサルタント会社等が関与して策定した合理的な経営改善のための計画を実施している会社、事業承継に係る計画に基づく支援を受けている会社に対しても出資が可能となりました（改正施行規則 56 条 6 項 9 号及び 10 号）。なお、非上場会社であることは引き続き要件となっています。

(4) 従属業務会社（子会社）に係る規制の柔軟化（収入依存度に係る法令上の数値基準の撤廃）

従属業務会社に関し、収入依存度規制を定めた改正前保険業法 106 条 11 項が削除され、法令上の数値基準が撤廃されました。「金融審議会銀行制度等ワーキング・グループ報告 - 経済を力強く支える金融機能の確立に向けて -」（2020 年 12 月 22 日）脚注 27（9 頁）において、「必要に応じ、ガイドラインにおいて、法令上の数値基準に代わる『目安』を設定することが考えられる。」とされていましたが、監督指針においては収入依存度規制を撤廃した趣旨に鑑み、目線は示されないこととなりました（銀行法に関し監督指針パブコメ回答 25 番、26 番、28 番参照）。

INSURANCE NEWSLETTER

(5) 外国金融会社等の機動的な買収を可能とする措置

国際競争力強化の観点から、買収した外国金融会社等について、買収後 10 年間は、業務範囲規制にかかわらず、これらの会社を保有することができることとなりました（改正保険業法 106 条 6 項）。そのうえで、現地における競争力の確保その他の事情に照らして必要と認められる場合、金融庁長官の承認（恒久化承認）を得ることにより、業務範囲規制にかかわらず 10 年を超えて継続的に保有することができるようになりました（改正保険業法 106 条 8 項及び 9 項）。恒久化承認にあたり考慮される事項としては、業務の内容、その業務が現地グループにおいて必要とされている理由、現地におけるプラクティスや現地同業他社グループにおける当該業務の取扱いの状況などが監督指針に例示されています（改正監督指針Ⅲ-2-2-4(4)）。

3. 保険持株会社の業務範囲の拡大（共通・重複業務規制）

銀行持株会社や保険持株会社には業務範囲規制があり、子会社の経営管理しか行うことができないのが原則ですが、銀行持株会社に関しては、銀行持株会社に集約することのできるグループ内の共通・重複業務が認められていました。今回の改正により、保険持株会社にも銀行持株会社と同様の共通・重複業務が認められるようになりました。認められる共通・重複業務は以下のとおりです（改正保険業法 271 条の 21 の 2 第 1 項、改正施行規則 210 条の 6 の 4 第 1 項）。

- ① 資産の運用に係る業務
- ② M&A 等に関する交渉
- ③ 与信判断の前提となる審査
- ④ システム/プログラムの設計・保守等
- ⑤ 不動産の賃貸/不動産・付随設備の管理
- ⑥ 役職員の福利厚生事務
- ⑦ 事務用品の購入・管理
- ⑧ 書類の印刷/製本を行う業務
- ⑨ 機械類その他の物件のリース
- ⑩ 顧客の経営に関する相談に応ずる業務
- ⑪ 顧客の財産形成に関する相談に応ずる業務
- ⑫ 広告・宣伝・調査・分析・情報提供
- ⑬ 保険会社の固有業務又は付随業務に係る商品の開発（基礎書類に定める事項を除く）
- ⑭ 事務に係る計算
- ⑮ 書類作成・保管・発送等
- ⑯ 顧客との間の事務の取次ぎ
- ⑰ 役職員に対する教育・研修
- ⑱ 前各号に附帯する業務

INSURANCE NEWSLETTER

保険持株会社が上記の共通・重複業務を行うには原則として認可が必要となります（改正保険業法 271 条の 21 の 2 第 2 項本文）。但し、上記のうち⑥～⑨、⑫、⑭～⑰の業務については軽易な業務とされ、届出のみで行うことができます（同項但書、改正施行規則 210 条の 6 の 4 第 2 項、保険業法 271 条の 32 第 2 項 8 号、改正施行規則 210 条の 14 第 2 項 4 号の 2）。なお、外国の会社に係る業務は軽易な業務から除かれ、原則どおり認可が必要となります（改正施行規則 210 条の 6 の 4 第 2 項括弧書）。

4. グループ会社の経営管理義務

保険会社や保険持株会社によるグループ会社の経営管理義務が規定されました（改正保険業法 106 条の 2、271 条の 21 第 1 項、第 4 項）。経営管理の内容には、グループの経営の基本方針、グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整、グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要な体制の整備などが含まれます。

ただし、本改正への対応は、2020 年 12 月に追記された監督指針Ⅶ「グループベースでの監督等」に係る着眼点（詳細は、[2021 年 5 月号 \(Vol.6\)](#) を併せてご参照ください）への対応と基本的に共通することになると思われま

5. クーリング・オフの電磁的行使対応

保険契約者等による保険契約の申込みの撤回等（クーリング・オフ）について、電磁的記録により行うことができるようになります（改正保険業法 309 条 1 項、4 項）。改正の施行日は、公布日（2021 年 5 月 26 日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

保険会社の基本的な対応としては、そのホームページ等において、クーリング・オフの受付窓口を設け、注意喚起情報等を通じてその旨顧客に周知することになると思われま

INSURANCE NEWSLETTER

文献情報

- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務 〈第 5 回〉 その他の行為規制等 ―金銭等の預託の禁止、商号使用、標識掲示、法定帳簿に関する規定等―」

掲載誌 金融法務事情 No.2163

著者 小田 大輔、渡辺 真菜、宮本 雄太（共著）
- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務 〈第 6 回〉 監督規制、行政処分、認定金融サービス仲介業協会、指定紛争解決機関（金融ADR）、他の法令への影響に関する規定等」

掲載誌 金融法務事情 No.2165

著者 小田 大輔、渡辺 真菜、宮本 雄太（共著）
- 論文 「リーディング金融法務：外貨建て保険に係る適合性の考察―東京地判 R2.11.6 を題材に―」

掲載誌 金融法務事情 No.2171

著者 吉田 和央
- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務 〈第 7 回〉 政府令・監督指針のパブリックコメントの結果を踏まえた整理」

サイト 金融法務事情 No.2172

著者 小田 大輔、渡邊 峻、小林 央忠、渡辺 真菜、宮本 雄太（共著）

NEWS

- [Who's Who Legal: Japan 2021](#) にて高い評価を得ました

Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2021 の各分野別ランキングにて、当事務所の弁護士が各分野にて高い評価を得ました。Insurance & Reinsurance 分野においては、増島 雅和が選ばれました。
- [asialaw 2022, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers](#) にて高い評価を得ました

asialaw Profiles による asialaw 2022, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers にて当事務所および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）は Outstanding として紹介され、各分野で高い評価を得ました。当事務所は、日本における Insurance 分野で Recommended として紹介されております。

INSURANCE NEWSLETTER

➤ Chambers Asia-Pacific 2022 にて高い評価を得ました

Chambers Asia-Pacific 2022 で、当事務所は日本における 13 の分野で上位グループにランキングされ、さらに Insurance 分野では、増島 雅和が Leading Individual、吉田 和央が Up and Coming にそれぞれ選ばれました。

タイ（Chandler MHM Limited）及びミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）においても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com